

岡平保著「風土記考」との出会い

垣内 章

はじめに

「播磨風土記考」は、播磨国揖西郡（現兵庫県たつの市御津町）室津の賀茂神社神官であった岡平保が、安政六年（一八五九）三月一日に成稿した『播磨国風土記』の注釈書であるが、草稿のままに終わり板行されなかった。

これまで、原本は失われ、写本も無窮会神習文庫と東京大学史料編纂所の二本があるものの、神習文庫所蔵本は存在が不明となっていることから、東京大学史料編纂所蔵本（「播磨風土記考」20416458、以下「編纂所本」という）が唯一の伝本と思われていた。とはいえ、文久三年（一八六三）成稿の栗田寛著『標注播磨風土記』①、明治四年（一八七一）成稿の敷田年治著『標注播磨風土記』②に先んじて成立した

ことは揺るがない。

そうした中、平成一八年（二〇〇六）一〇月、ネットサーフィンをしていて編纂所本に行き当たり、翻刻を思い立ったが、それが瓢箪から駒となるとは予想だにできなかった。

一 『播磨風土記考』と「風土記考」

Q…『播磨風土記考』をお持ちではありませんか？
A…ありません。

編纂所本には、印南郡総記の「蒼海其平」の校訂をめぐって「卅七丁託賀郡都麻里都多岐の處」とあるが、架蔵する風土記写本とは丁数があわなかった。このため、平保が「播磨風土記考」を執筆するに当たって座右に置いた本はどのような本であったのか興味を持った。ところが史料編纂所には、それに相当する風

土記写本はみあたらない。(3)

そうこうするうちに、『いひほ学研究』第二号(4)の口絵に室津賀茂神社の当国風土記写本の写真が掲載されたことから、知人を通して調査をお願いし、岡研作宮司と電話で日程調整をさせていただいた。その際のやり取りが、先の応答である。

ところがである。平成二六年(二〇一四)一月四日、加東市教育委員会の藤原光平さんと社務所へうかがうと、角封筒から和綴本を二冊取り出される。なんだろう、と思いつつ拝見すると、一本は平保が書写した当国風土記。もう一本には、表紙に直書きで「風土記考」とあるではないか。けれども、なかは推敲の跡が著しいが、紛れもなく「播磨風土記考」。しかも、奥書では年号を「嘉永」と書き誤り、「安政」に訂正してあるではないか。

平保自筆本(以下「岡家本」という)の出現の瞬間だった。当方は「播磨風土記考」と思い込んでいたが、岡宮司にとっては「風土記考」でしかなかったのである。

でも、なぜ「風土記考」と「播磨風土記考」の二つ名なのだろう。藤原さんが撮影した写真をもとに翻

刻を進めていくと、岡家本と編纂所本には論旨には違いはないが、異なる点が大きく二つあることが判明した。

一つは、編纂所本には岡家本にある抹消や塗抹の痕跡がみえないこと。二つには、編纂所本には岡家本にある付箋や書入の一部が本文に組み込まれていること。しかもそれは、岡家本が指示する位置に、である。

つまり編纂所本は、謄写に当たって、平保の指示に沿って編集された、いわば「清書本」であることが理解されるのである。このようにみると、『播磨風土記考』という書名は、謄写時に改題されたとみるのが自然であろう。

二 「風土記考」の歴史的意義

「風土記考」は、『播磨国風土記』の注釈書の先駆けであり、先駆けには先駆けとしての「輝き」がある。

例えば、鈴鹿連胤校合本系の諸本が「衍欵」とする、平保の膝元の揖保郡浦上里室原泊の校訂にあた

り、植垣節也⁽⁵⁾は「『意見封事』に「穰生ノ泊」とある。原をフと読む例」「『万葉』二六八七「葶原をふ」、二八三四「室原むろふ」など」と、久松潜一⁽⁶⁾は「萬葉集卷六に味原は別に味經と有り、今に味生と書く」と頭注している。

播磨出身の井上通泰⁽⁷⁾は、「室原は三善清行の意見封事に穰生ノ泊とあれば敷田氏の如くムロフとよむべし。栗田氏がムロハラとよめるは非なり。萬葉集卷六（新考一一八一頁）に味經ノ宮を味原宮と書けるを始としてフに原を充てたる例少なからず。さてムロフノ泊は即後世の室津、今の室津村の室津港なり。敷田氏が別地かと云ひ栗田氏が自別と云へるは非なり」と、している。

平保は、「三善清行意見封事」や『本朝語園』の「穰生泊」、また『万葉集』の「浅茅生の小野の篠原しのふれと」云々の和歌から、「生といふも原といふも、心はへ同じ事なり。また田をフともよめハ、原をもフとよめる事もあらんかと」思い至り、姫路藩の国学者秋元安民にそうした事例の有無を問うている。安民は「万葉集に原をフとよませたる処一處あり」と答えているが、それが植垣・久松・井上が指摘した事例

にほかならない。安民の教示をえて、平保は「されハ原は行にハあらて室原泊といふか全き名にして、室泊といふハ畧たる名なり」と、考察している。

なお、敷田本『標注播磨風土記』の頭注には、「室原泊・今の室泊を云フ上代はムロフと呼とけむ。本朝文粹善相公の文に、自三穰生泊一至三韓泊一日行とあるは、別地か考べし」とあるが、敷田はその執筆に当たって、門人である姫路藩の西松茂彦を介して、射楯兵主神社（播磨国総社）神官の上月為彦と平保に地名の所在を問い合わせている⁽⁸⁾から、この頭注は、平保の回報を参考にしたものとみるべきものである。ただ、頭注が懐疑的であるのは、平保の「風土記考」を披見する機会に恵まれず、平保説の本質を理解するまでには至らなかつたからにほかなるまい。

平保は「風土記考」で得たその先見性に富む成果を、彼の『播磨国風土記』に転記し、それを後学の徒に披見させたようである。播磨系の写本のいくつかはその一部が残されている⁽⁹⁾。そういう意味からも、平保の風土記研究は、彼の手になる二書を一体としてみるべき、始めてその全貌が明らかとなるように思われてならない。

三 おわりに

「風土記考」はこれまで篋底に秘められてきたため、学史上正当な評価がなされずにいるが、編纂所本、岡家本共に翻刻が出そろった⁽¹⁰⁾ことでもあるし、この度の県立歴史博物館での展示が再評価の契機となつて、「国学者」岡平保に研究の光があたることを、こころより願っている。

それにより、播磨国風土記研究の新しい地平が拓かれることをも。

(註)

- (1) 栗田寛「標注播磨風土記」(『標注古風土記』(大日本図書、一八九九年)。
- (2) 敷田年治『標注播磨風土記』上下(玄同舎、一八八七年)。
- (3) 『國書總目録』第六卷(とーひ、岩波書店、一九六九年初版、八二年三刷)では、東大史料編纂所に「兵庫賀茂神社蔵本写」が架蔵されていることになつている。

(4) 『いひほ学研究』二(いひほ学研究会、二〇一〇年)。
(5) 植垣節也「播磨国風土記」(『風土記』新編日本古典文学全集、(小学館、一九九七年)。

(6) 久松潜一「播磨國風土記」(『風土記』上(日本古典全書)朝日新聞社、一九五九年)。

(7) 井上通泰『播磨風土記新考』(大岡山書店、一九三一年)。

(8) 敷田年治『標注播磨風土記』下(追而書)。

(9) 現在のところ、藤原栄亮本(早稲田大学図書館蔵)・関大本(関西大学図書館蔵)・佐保神社本(佐保神社蔵)・尾崎本(加東市蔵)にみる事ができる。

(10) 近藤佐知子「岡平保『播磨風土記考』翻刻」上・下(『皇學館論叢』二七二・二七三、皇學館大学人文學會、二〇一四年)。

近藤佐知子「岡平保『播磨風土記考』について」(『史料』第二三八号、皇學館大学研究開発推進センター史料編纂所、二〇一四年)。

垣内章「岡平保『風土記考』について―翻刻と解題―」(『播磨学紀要』一九(播磨学研究所、二〇一六年)。

